

規制行政の背任に係わる新聞記事

編集 東井 怜

■保安院の中止圧力 プルサーマル遅れ、焦り 東京新聞 2012年6月6日朝刊

ブルサーマル計画の遅れに焦り？ 防災重点区域見直しめぐる保安院の動き		
1999年	秋 関西電力高浜3、4号機で使うMOX燃料で、英燃料会社によるデータ改ざんが発覚	
2002	8月 東京電力による原発トラブル隠しが発覚	
ブルサーマル計画大幅遅れ		
05	9月 九州電力玄海3号機でプルサーマル許可	
	10月 保安院が玄海のシンポでやらせ	
06	四国電力伊方3号機でプルサーマル許可	
	3月 原子力安全委部会が、防災重点区域見直しに向けた議論をスタート	
	4月 保安院が安全委に「検討中止を」	
	5月	保安院長が、幹部に防災重点区域について、「10年間は現行制度で」と指示
		保安院長が、同日の昼食会で安全委委員に「寝た子を起こすな」と圧力
	6月	保安院が伊方のシンポで、四国電に動員依頼
11月	安全委が見直し先送り	

原発事故に備えた**防災重点区域の拡大**を検討し始めた原子力安全委員会に、経済産業省原子力安全・保安院が執拗(しつよう)に**中止の圧力**をかけたのは、使用済み核燃料を再利用するプルサーマル計画がようやく動きだし、その流れに悪影響を与えることは全て排除する一との推進組織そのままの保安院の考えからだった。

二〇〇六年五月の昼食会で、広瀬研吉院長(当時)が、安全委の委員に「寝た子を起こすな」と圧力をかけたことが既に判明。

本紙が情報公開請求で五日に得た内部文書では、昼食会直前の幹部会合で、広瀬氏が重点区域について「十年間は現行制度で動かすべきだ」と指示していたことなどが新たに分かった。

文書には、**重点区域が拡大されると「プルサーマルが進まなくなる」**などの懸念を示す記述が出てくる。両者に直接的な関係はないはずだが、経過を重ねると安全委の見直し開始時期と、長い停滞を経てプルサーマル計画が動きだそうとしている時期とが一致した。

プルサーマル発電は一九九九年に始まっているはずだったが、英国の核燃料製造会社によるデータ改ざんや、東京電力によるトラブル隠し問題が起き、大幅に遅れた。

ほとぼりが冷めた〇五年九月には九州電力玄海原発3号機、**〇六年三月には四国電力伊方原発3号機**でプルサーマル発電が許可された。保安院が関連のシンポジウムで賛成派の動員要請や「やらせ」に関わったのもこの時期で、表面上は地元の了解が得られつつある時期だった。

そんなときに、重点区域を拡大すれば、やはり原発は危ないのかという認識が広まり、またプルサーマル計画が止まりかねない。原子力関係者は「保安院には焦りがあった」と指摘する。

また、内部文書からは、**保安院が安全委に高圧的な態度**で、重点区域の**拡大中止を要求**していた様子も浮かび上がった。

六月の協議では、安全委側が抵抗を示したことに對し、保安院の担当者が「貴課の『逆ギレ』ともとられかねない回答や反応は時間と労力のムダなので、以降は避けられたい」と要求。さらには「当方が十分に納得できるよう努力されたい」と迫ったことが記されていた。（榊原智康）

■防災重点区域 保安院長 先送り指示 2012年6月5日 夕刊 東京

経済産業省原子力安全・保安院の広瀬研吉院長(当時)が二〇〇六年五月の昼食会で、原発事故に備えた防災重点区域の拡大を検討していた原子力安全委員会の委員に「寝た子を起すな」などと圧力をかけた問題で、広瀬氏が直前の**院内の幹部協議**で「少なくとも十年間は現行の体制で動かすべきだ」と、先送りを指示していた。

本紙の情報公開請求で、保安院が五日に開示した内部資料で分かった。

内部資料によると、院内協議には広瀬氏をはじめ、当時次長の寺坂信昭前院長や幹部ら八人が参加。直後に開かれる安全委との昼食会で、防災重点区域の拡大を含む防災指針の見直しの話をする事から、協議の現状について担当者が事前に院長に説明した。

この席で、幹部は国際原子力機関(IAEA)による国際基準の見直し状況などを報告したが、「(国際基準は)必ずしも順守しないといけないものではない」など見直しに消極的な意見が出た。

これを受け広瀬氏は「防災指針は社会性が強く、各国の要因を考慮すべきだ」と同意し、防災重点区域などは現行制度のままていく方針を伝えた。また「**安全委は自治体との関係は得意としておらず**そもそも**助言機関である**」とも発言し、保安院が見直し議論を主導するよう幹部に指示した。

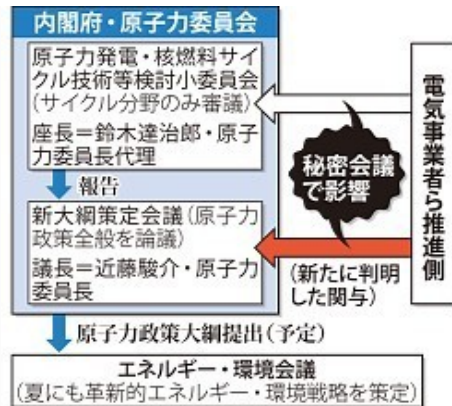
この会合後、広瀬氏らは安全委の委員との昼食会に出席し、一九九九年の茨城県東海村のJCO臨界事故後、自治体の防災体制が整備されてきたことを挙げ、「国民が落ち着いている時になぜ寝た子を起すのか」と直接圧力をかけたことが分かっている。

その後、安全委側は見直し中止の圧力に抵抗したが、保安院側は現行体制による自治体の防災訓練の一覧表なども送りつけ、**見直し中止を何度も要求。安全委は断念に追い込まれた。**

広瀬氏は**三月二十八日に開かれた国会の東京電力福島第一原発事故調査委員会**で、今回公開された文書の写しを突きつけられたが、「記憶がない」と関与を否定していた。

広瀬氏は本紙の取材に「国会事故調でお話した通り。現行の防災体制で十年間はいくべきだと発言したことも覚えていない」と話した。

■秘密会議：「新大綱」議案も配布 原子力委は虚偽説明 毎日新聞 2012年06月02日 02時33分(最終更新 06月02日 02時34分)



新大綱策定会議、小委員会と秘密会議の関係

内閣府原子力委員会が原発推進側だけを集め「勉強会」と称する秘密会議を開いていた問題で、原子力委の「新大綱策定会議」で使用する議案の原案が2月16日、秘密会議で事前に配布され、その後内容が追加されていたことが分かった。核燃サイクル政策を論議する小委員会への関与は発覚していたが、原子力政策全般を対象にした策定会議への影響が判明したのは初めて。問題が小委員会にとどまるとの原子力委の説明は虚偽で、批判は一層厳しくなりそうだ。

原子力委は毎日新聞の報道で秘密会議の存在が発覚した翌日の5月25日、「見解」と題した文書をホームページにアップし「(秘密会議は)小委員会の資料準備のための作業連絡」の場と説明。近藤駿介原子力委員長も5月29日の策定会議で「小委員会の作業をするため、小委員会の座長である鈴木達治郎・委員長代理に提案して(秘密会議を)設置した」と述べ、自らが議長を務める策定会議との関係を否定していた。

配布されたのは2月28日の策定会議に使用された議案「原子力人材・技術基盤について」の原案。全23回の秘密会議のうち2月16日に配布され、参加者は策定会議メンバーでもある鈴木代理と秋庭悦子原子力委員のほか▽内閣府の中村雅人参事官▽経済産業省・資源エネルギー庁の吉野恭司・原子力政策課長▽文部科学省の西條(にしじょう)正明・核燃料サイクル室長▽電力各社で作る電気事業連合会の小田英紀原子力部長▽東京電力や関西電力の社員ら約40人。原発反対・慎重派はいなかった。

東京電力福島第1原発事故後、大学の原子力関係学科への志望者が減る中での人材確保の必要性がテーマだった。参加者からは「原発反対派は『福島を安全に廃炉にしろ』と言うだろう。ならば技術者が必要だという話につながればいい」などの意見が出た。これを受け、事故後どんな分野の技術者が福島入りしたか記載した資料を加えることを決めた。

2月28日の策定会議にはこの追加資料を含む議案が提出された。反対派の阿南久・全国消費者団体連絡会事務局長が「廃炉技術大学みたいなものを創設すべきだ」と発言するなど、人材確保に前向きな意見が多く出た。

策定会議のメンバーで反対派の伴英幸・原子力資料情報室共同代表は「議案は当日(2月28日)初めて見た。(小委員会にとどまるという原子力委の)説明の範囲を超えている。単なる作業会合ではなく議論の方向性を決めていたことがはっきりした」と話した。【核燃サイクル取材班】

◇政策全般に関与か

内閣府原子力委員会が原発推進側だけを集め「勉強会」と称する秘密会議を開いていた問題は、原子力政策大綱作りを担う「新大綱策定会議」に波及した。大綱は研究・開発、発電、廃棄物処分や医療分野での放射線利用などすべてに及び、原子力分野の憲法と言われる。国と事業者だけで草案を練り上げていく実態が露見した意味は極めて重い。

現行の大綱(05年閣議決定)作成準備期間中の04年にも、少なくとも10回秘密会議が開かれていることが分かっている。近藤駿介・原子力委員長は04年会議の主催者であり、当時「表に出た瞬間に勉強会をやめる」と発言したとされる。使用済み核燃料からウランとプルトニウムを取り出し高速増殖炉(FBR)で使う核燃サイクルという大綱の核心部分の一つについて話し合った事実も判明しているが、近藤委員長は「大局的なことを議論する集まりならばいいのかなあとと思った」(5月29日、記者団に)などと問題の深刻さを理解しているとは思えない発言を繰り返している。

秘密会議が昔も今も、表の会議を巧妙にコントロールするシステムである事実が浮かび上がろうとしている。5月29日の原子力委の定例会議で鈴木達治郎・委員長代理は「委員会始まって以来の危機」と語り信頼回復を急ぐ方針を表明した。的を射た発言だが虚偽説明が発覚しては額面通りに受け止められない。委員会のあり方の根幹にかかわる重大局面と言える。【小林直】

■原子力委員会:「新大綱策定会議」中止 秘密会議発覚で 毎日新聞 2012年06月01日 18時40分

内閣府原子力委員会は1日、原発事故後の新たな原子力政策を議論する「新大綱策定会議」について、5日の次回会議を中止すると発表した。原子力委が原発推進側だけを集め秘密会議を開いていた問題が発覚し、策定会議委員から事実関係の検証や体制の見直しを要求されているが、対策作りが間に合わないという。【清水憲司】

■県幹部「稚拙で迷惑」…核燃勉強会、議論混迷も 読売新聞 2012年5月31日 07時37分

内閣府原子力委員会の小委員会が原発推進派だけを集めた勉強会を開いて公表前の報告書原案を配布していた問題。近藤駿介委員長が29日、事実関係の検証を進めるとともに、電力会社などから出向している事務局職員を所属先に戻すことを発表したことで、近く委員会が政府に提出する予定だった核燃サイクルの選択肢についての議論が混迷する可能性も出てきた。青森県関係者からも憤りの声などが上がっている。衆院本会議でこの日、野田首相が「国民に疑念を招くとすれば問題。このような疑念を招くことがないよう、小委員会の運営のあり方を含め十二分に留意してまいりたい」と答弁するなど、「勉強会」問題の波紋は広がっている。近藤委員長は自らが議長を務める同委員会新大綱策定会議の委員構成の議長も含めた見直しを検討する。この日の新大綱会議は「委員会の権威が傷つき、国民の理解が得られなくなった」(金子勝・慶応大教授)「透明性が足りない」(松村敏弘・東京大教授)など、勉強会問題を巡って紛糾。近

藤委員長が過去の勉強会に参加したことや、事務局職員に電力会社などからの出向者がいることにも批判が相次ぎ、予定していた議題に入れず終わった。

原子力委は使用済み核燃料を全量再処理、全量直接処分などの小委員会がまとめたサイクルの三つの選択肢に新大綱会議で出た意見をつけた上で、近く政府に提出し、政府が夏頃に選択肢を選ぶ予定となっている。

近藤委員長は会議後、小委員会の選択肢の妥当性について「結果ではなくプロセスに問題があった」と強調したが、検証作業や事務局職員の見直しが終わるまでは紛糾が続くとみられるため、会議での議論はしばらく中断となる見通しだ。このため、サイクルの選択肢決定の時期も不透明となりそうだ。

会議後、三村知事は「議論はしっかりやってきたということでは」とサイクルの選択肢に問題はないとの認識を示したが、勉強会については「しっかりと公開しておくことが大切だった」と苦言を呈した。

県幹部も「推進派が結論をねじ曲げたかのように受け取られかねないやり方をしたのは稚拙で、我々にとっても迷惑だ」と怒りをぶちまけた。

一方、戸田衛・六ヶ所村副村長は「時間がかかってもかまわない。期限ありきで結論を出す必要はどこにもない」と冷静な議論を呼びかけた。

■保安院、意見聴取を開始 オフサイトセンターを見直しへ 電気新聞 2012/05/31 1頁 696字

経済産業省原子力安全・保安院は30日、原子力事故時の現地対応拠点「オフサイトセンター」の在り方を見直すため、専門家で構成する意見聴取会の初会合を開催した。オフサイトセンターの運営の在り方や緊急時対応に必要な体制整備などについて議論し、6月27日の会合で見直しに向けた検討課題を示す。同時に具体的な施設要件の指針を6月末をめどに取りまとめ、それを基に全国のオフサイトセンターを総点検する必要性も示した。

東京電力福島第一原子力発電所事故が起きた際、福島オフサイトセンターは同発電所から5キロメートルしか離れていなかったことから機能不全に陥った。

現行制度では原子力災害時に、県や市町村の幹部がオフサイトセンターに集まって対策を協議するはずだった。

だが連絡できない自治体もあったほか、施設に放射性物質の除去フィルターが整備されていなかったことなどから作業が困難になったためだ。

この反省を踏まえて保安院は30日の会合で、オフサイトセンターの通信手段強化や初動段階の連絡体制、放射線遮へいフィルターの設置、立地基準の見直しといった検討課題を提示。

また原子力事故が発生した際にオフサイトセンターに設置する現地対策本部が担う役割も整理した。

立地地点としては、現行制度で「対象となる原子力発電所から20キロメートル未満の距離」と定められている。

これについて保安院は、原子力発電所から5キロメートル～30キロメートル圏内を目安にオフサイトセンターを設置することが適当だとの考えを示した。

さらに複数の代替施設を30キロメートル圏外も含めてあらかじめ選び、そこに資機材を持ち込めるような体制を整備する必要性も示した。

■秘密会議問題:委員「レッドカード」 紛糾、議事入れず 毎日新聞 2012年05月29日 14時13分(最終更新 05月29日 15時35分)

「イエローカードの次だからレッドカード。どんな取りまとめにも反対する」。今後の原子力政策を論議する29日の「新大綱策定会議」(議長・近藤駿介原子力委員長)で厳しい意見が相次いだ。原発再稼働の妨げになるとして議案を外した問題に加え、推進側だけが集まった秘密会議まで明らかになった。謝罪を重ねたうえで議事に入ろうとする内閣府原子力委員会と徹底解明を求める委員。策定会議は立ち往生した。

午前9時過ぎ、会議が始まり、原子力委側は秘密会議で配布した資料を公開する方針を明らかにした。委員の金子勝・慶応大教授が口火を切った。「ついに原子力委員会も原子力安全委員会と同じ(信頼を失墜した)状態であることが国民の前に明らかになった。委員であることを非常に恥じている。近藤委員長も参加していたのに反省がない」と厳しい口調で批判した。

サッカーのルールではイエローカード(警告)2枚で退場になる。「地域とはどこか。(原発再稼働に慎重な)滋賀県は含むのか」と追及され会議が紛糾するとして、議案「地域との共生」を4月24日の策定会議から外した問題(8日付毎日新聞報道)と今回の秘密会議。これで2枚に達したとして、金子氏は**原子力委員や事務局役の内閣府職員を「退場」させ新たな事務局を設置する**よう求める意見書を提出した。

「推進側にここまで牛耳られていたのかと感じた」。阿南久・全国消費者団体連絡会事務局長が続く。議事録もメモもないと説明する原子力委側に「あり得ない。お茶会でもしていたのか」と強い不信感を表明した。

近藤委員長は冒頭、事務局(内閣府職員)に対する監督責任にとどまるかのような発言をしていたが、各委員から追及を受け「(秘密会議は)作業を行うために私が座長(鈴木達治郎委員長代理)に提案した。私の責任」と認めた。議事に入ろうとしたが金子氏は「絶対に反対。どうしたら国民に信頼されるかを確定させてからだ」と拒否し、議事に入らないまま会議は終わった。【核燃サイクル取材班】

■【社説】原子力委員会 コソコソ何をしている 東京新聞 2012年5月27日

内閣府の原子力委員会が核燃料サイクル推進派を集めて勉強会を開き、報告書の原案に手を加えていた。「原子カムラ」の暗躍そのものだ。こんな組織は完全に解体し、ゼロから出直すべきだ。

あれほど悲惨な事故を起こしながら、性懲りもなく、まだ舞台裏でコソコソやっていたのか。まったくあきれ返る事態である。

問題の勉強会には、電力十社でつくる電気事業連合会や高速増殖原型炉もんじゅを運営する日本原子力研究開発機構など推進派の面々が勢ぞろいしていた。そこで小委員会に提出する報告の原案を配り、使用済み核燃料の再処理方法について議論した。

その結果、報告の記述が地中廃棄のデメリットを強調する一方、プルトニウムを取り出す現行の再処理と廃棄の併存案に有利なように書き改められたという。

二十回以上も開かれた勉強会には、近藤駿介原子力委員長のほか鈴木達治郎委員長代理、内閣府や経済産業省・資源エネルギー庁、文部科学省の官僚も参加していた。会場は東京・霞が関の合同庁舎会議室である。

ようするに原子力委員会は本来の委員会とは別に同時並行で、国民の目が届かないようにして推進派だけを集めた「裏会合」を開き、推進派に都合がいい報告内容を下書きしていたのである。

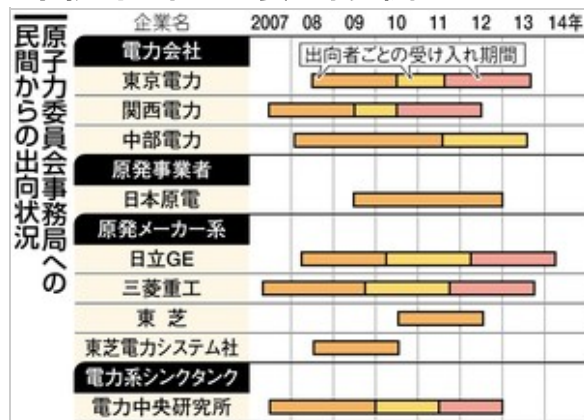
政府は「報告書が書き換えられたことはない」と釈明しているが、そんな話をだれが信用するだろうか。委員会のメンバーではない推進派の関係者に原案が配られたという事実だけで、原子力委員会の中立・透明性が著しく阻害されたのはあきらかである。

原子力委員会は事務局に電力会社や関係メーカーの社員が出向している。もともと推進派有利に委員会を運営できる仕組みになっていただけでなく、原子カムラの面々は白昼堂々、裏会合を開いて大復活を目指していたのだ。原発事故の反省など、どこ吹く風といった感じだったのである。

こんなありさまで国の原子力政策や原発再稼働に理解を求めようとしても、とうてい無理だ。細野豪志原発事故担当相は電力会社社員の事務局出向を見直す考えを示したが、そんな小手先の対応で済む話ではない。

まず近藤原子力委員長はじめ関係者を更迭すべきだ。そのうえで原子力委員会の組織を抜本的に見直す必要がある。業界との癒着が明白な組織がどんな報告をしようと国民は信用しない。

■事務局 原子力委 原発関連から出向延べ20人 東京新聞 2012年5月26日 07時13分



国の原子力委員会の事務局を務める内閣府原子力政策担当室の職員のうち、電力会社や、原発メーカーなど原発関連組織の出向者が二〇〇七年四月～一二年四月までの五年間で延べ二十人に上っていることが二十五日、東京新聞の入手した採用・在籍状況の一覧資料で分かった。事務局は二十人程度で現在は十九人のうち八人が出向者。残りは経済産業省と文部科学省の出身者が占め、原発推進派で占められた官民一体の構図が浮き彫りになった。

民間からの出向者の大半が非常勤扱いで、内閣府が支出する非常勤手当とは別に所属先会社から給与を受け取っており、出向元の影響を強く残している。原子力委は、核燃料サイクル政策の見直しに向けた小委員会、原発推進派だけを集めた勉強会を頻繁に開催。後日取り上げる議題を電力会社が集まる電気事業連合会に事前に知らせたりしており、恣意的な運営につながった可能性がある。

入手資料によると、出向元の電力会社などは東京、関西、中部、日本原電の四社。原発メーカーは、日立GEニュークリア・エナジー、三菱重工、東芝、東芝電力システム社の四社だった。電力各社が出資する財団法人のシンクタンク、電力中央研究所を含め、計九団体となっている。

事務局員のうち、七～八人の枠が電力会社や原発メーカーの出向者の指定席として割り当てられている状況が続いている。出向者は平均二年前後務め、交代している。残りは、経産省と文科省の出身者をそれぞれ五～六人を受け入れている。

事務局員の人選について、原子力委の近藤駿介委員長は、今年二月末の新大綱策定会議で「私の指揮の下、チームで行われるので、事務局員が特定の考えを持っていても、審議に影響を与えることはできない」と説明。事務局の中村雅人参事官(文科省から出向)は、本紙の取材に「脱・親原発へのこだわりはなく、偏った人選はしていない」と話した。細野豪志原発事故担当相は二十五日の閣議後の記者会見で「しかるべき段階で会社にお戻りいただくことを検討している」と話し、事務局員の在り方を見直す考えを明らかにした。

(東京新聞)

■<原発耐震>「旧指針でも安全確保」電事連、安全委に要請 毎日新聞 5月25日(金)22時26分配信

電力10社で組織する「電気事業連合会」が04年、原発施設の耐震設計審査指針の改定作業を進めていた内閣府原子力安全委員会に対し、「新指針は安全確保上必須ではない」と宣言するよう求める書面を提出していたことが25日、安全委の開示文書で分かった。

書面は04年9月1日付。安全委や経済産業省、電力会社にとって、改定に伴い想定されるスケジュールを記している。その中で「安全宣言シナリオ案」として、改定案とりまとめ時に、

(旧指針でも安全確保されており)改定は必須ではない▽新指針を既存原発に適用することは必要ない―と表明するよう要請。決定時には「規制行政庁は既設炉が安全上問題となるものではないことを明言していただく」と求めた。

指針改定を巡っては、経産省原子力安全・保安院も「(耐震安全性への)批判が立地自治体、マスコミなどで厳しくなる」などと懸念を示す文書を提出していたことが既に明らかになっている。安全委は06年に改定された指針で「既存原発の設置許可を無効とするものではない」と明記した。安全委審査指針課は「いずれの要請の影響も受けていない」と説明している。

電事連広報部の担当者は「一般的に、事業者側から規制省庁側へ何らかの意図を持って文書などを提出することは考えられない」と話している。【阿部周一】

■原発耐震「旧指針で安全」宣言を…電事連も要請 読売新聞 5月25日(金)14時47分配信

原子力施設の耐震設計審査指針(新指針)改定の際、電力会社でつくる電気事業連合会が、作業を進めていた原子力安全委員会に2004年9月に「旧指針で審査を受けた既存原発の安全性を宣言するよう求める」趣旨の文書を提出していたことが25日わかった。

経済産業省原子力安全・保安院も06年に同様の要請をしたことが発覚、問題となっている。電事連の文書は、独自の工程表に沿った「安全宣言シナリオ案」も添えられ、規制される側が主導権を握ろうとする意図も見られるが、安全委は「議論に影響はない」としている。

読売新聞の情報公開請求に対し、安全委が開示した。

新指針の改定作業は、01年7月に始まり、3年程度で終わる予定だったが、ずれ込み、旧指針で審査された既存原発の安全性が裁判などで疑問視されていた。

電事連の文書は、ちょうどそんな時期に提出された。工程表には、04年度末に新指針を策定し、06年までに新指針に基づく耐震安全性評価を行うと記されている。シナリオ案は、工程表に沿って、改定案が提示された段階で、「新指針の既設プラントへの遡及(そきゅう)適用が不要の表明」を要請。策定時には、規制行政庁に「旧指針でも既設炉の安全は確保されている」との趣旨の発言をするよう求めた。

電事連原子力部の渡辺剛史副部長は、当時の経緯は不明とした上で、「規制側に事業者から『こういうことを言って下さい』という要請はありえない」と語る。

最終更新5月25日(金)14時47分

■保安院が安全委に不適切要請 原発耐震指針改定時 産経新聞 2012年5月17日 19:32

原子力施設の耐震設計審査指針を原子力安全委員会が平成18年に改訂する際、経済産業省原子力安全・保安院が安全委に対し、マスコミ批判や訴訟を懸念して、旧指針でも「災害の防止上支障がない」との内容を明示するよう求めていたことが17日、分かった。保安院の森山善範原子力災害対策監は「中立性に疑いをもたれても仕方がない」と不適切な要請だったことを認めた。

要請は18年4月に当時の原子力安全特別調査課長が文書で行った。

文書には、「(旧指針でも)支障がない」との明示がなければ「批判が立地自治体、マスコミなどにおいて厳しくなり、既設原子炉は事実上運転停止を余儀なくされる」と指摘。民事訴訟が提起される可能性にも触れ「敗訴を到底免れない」と説明している。

安全委は18年9月に新指針を公表したが、その際、「指針の改定がなされたからといって、原子炉施設の設置許可を無効とするものではない」などと、保安院の要請に添った文書も公表している。

■原発停止恐れた保安院「旧指針で耐震問題なし」2006年 朝日新聞 2012年5月17日21時3分

経済産業省原子力安全・保安院は17日、2006年当時、原発の耐震指針の改定を進めていた原子力安全委員会に対し、古い指針のままでも原発災害を防止する上で支障がないことを示すよう文書で求めていたことを明らかにした。原発の運転停止や、訴訟の増加を恐れての要請で、保安院は不適切だったとしている。

保安院は17日、06年4月に当時の課長が安全委に送った文書を公表した。文書は、新指針に改定されると「批判が立地自治体、マスコミで厳しくなり運転停止を余儀なくされる」「ますます多くの訴訟が提起される。敗訴を免れない」と記され、旧指針でも問題ないとの見解を示すよう求めている。

保安院の森山善範・原子力災害対策監は「安全確保の取り組みより運転停止の影響を懸念していたと誤解されかねない。規制機関の中立性に疑問を持たれる表現だった」と話した。安全委は06年9月、指針改定の際に「原発の設置許可を無効とするものではない」との文書を公表。しかし、安全委事務局は「保安院の文書に回答していないし、影響も受けていない」としている。

■原発耐震の旧判断明記要望＝06年安全委に保安院課長―「運転停止余儀なくされる」 時事通信 2012/05/17-21:57

原子力安全委員会が2006年、原発の耐震設計審査指針を改訂する際、経済産業省原子力安全・保安院の当時の原子力安全特別調査課長（退職）が、既存原発が設置許可の要件を満たしているとする旧指針に基づく判断を明示するよう求める文書を作成し、安全委に要望していたことが17日、分かった。

文書では「（明示されなければ）運転停止を余儀なくされる」などとされており、安全委は同年9月、改訂に当たって要望に添う文書を出していた。会見した保安院の森山善範原子力災害対策監は「課長が独断で作った。規制機関としての中立性に誤解を招く部分があり、反省しなければいけない」と述べた。安全委の旧指針に基づいた安全性に関する審査では、既存の原発について設置許可の要件となる「災害の防止上、支障がない」とする判断が下されていた。

■保安院、原発防災指針に抵抗 06年「混乱を惹起」 朝日新聞 2012年3月15日 19時03分



福島第一原発周辺の防災区域

原発事故に対応する防災指針について、国の原子力安全委員会が6年前に国際基準見直しに合わせて改訂しようとしたが、経済産業省原子力安全・保安院が強硬に反対していたことが朝日新聞が情報公開請求した文書でわかった。改訂は防災域の拡大や重大事故に即時対応するための区域の新設をする内容。実現していれば東京電力福島第一原発事故による住民への影響を軽減できた可能性がある。

安全委は2006年3月、国際原子力機関（IAEA）が加盟国に示した基準の見直し（07年に最終確定）に合わせて防災指針を改訂しようと作業部会を設置。原発から半径8～10キロ圏内の防災対策重点地域（EPZ）を廃止し、半径30キロ圏内の緊急時防護措置準備区域（UPZ）に拡大することが課題になった。半径約5キロ圏に、電力会社が重大事故を通報すると同時に住民が「即時避難」する予防的防護措置準備区域（PAZ）を設置することも検討項目になった。

公開文書によると、保安院から安全委に同年4月下旬、「社会的な混乱を惹起（じゃっき）し、ひいては原子力安全に対する国民不安を増大するおそれがあるため、検討を凍結していただきたい」と申し入れる文書が届いた。財政的支援が増大するという懸念も挙げられていた。

保安院は「我が国の原子力防災は、特別の問題点や変更（が必要な）点はない」という立場。安全委が改訂しようとしていた項目の大半を検討対象から外すよう求めてきた。

安全委が受けられない旨を回答すると、6月には「IAEAの正式な決定と我が国の防災指針の見直しは……リンクさせるべきものではない」「**一方的に防災指針について改訂の検討を開始したことは、貴課（安全委事務局管理環境課）の不注意と言わざるを得ず、誠に遺憾**」とする意見書を送ってきた。

やりとりは続き、作業部会はようやく8月に再開されたが、専門家から「（UPZなどを）どう指針に取り込み実態に合わせるかは考えてやる必要がある」「（改訂で）よりフレキシブル（柔軟）な対応ができる」などの意見が出た。

ただ、**11月の会合になると、安全委事務局の担当者が**「現行の防災指針で柔軟に対応が可能」「あえて追加的な措置を盛り込む必要はない」などという考えを示し、専門家からも**異論が出ずに導入は見送られた**。

第一原発事故では、昨年3月11日午後9時23分に3キロ圏内の住民に避難指示を出した。20キロ圏内は3月12日午後6時半ごろに避難区域に、20～30キロ圏内は同15日に屋内退避区域になった。06年にPAZやUPZが導入されていれば30キロ圏内の住民は3月12日未明の時点で避難・屋内退避ができ、甲状腺被曝（ひばく）を防ぐ安定ヨウ素剤も服用できていた可能性がある。

今回の事故を受けて、原子力安全委は昨年7月に防災指針の見直しに着手。国際基準に合わせて改訂することを決めている。（大岩ゆり、西川迅）

〈原子力防災指針〉 国や自治体が原発の防災計画を作るときの指針で原子力安全委が策定する。安全委は指針に基づく保安院の規制行政を監視している。緊急時の住民への情報連絡や避難、安定ヨウ素剤の服用、平時の訓練などが盛り込まれている。米国スリーマイル島原発事故をきっかけに1980年に策定された。99年のJCO臨界事故を受け緊急対応拠点のオフサイトセンター整備が盛り込まれた。

■東電の津波対策／怠慢極まりない対応だった 河北社説 2012年05月21日月曜日

津波が原発の敷地内を覆ったら、一体どうなるのか。6年ほど前、東電と原子力安全・保安院などが具体的に検討していたことが明らかになった。

タービン建屋が水浸しになって電源を喪失し、原子炉の命綱である緊急炉心冷却装置(ECCS)が機能しなくなるという結果だった。福島第1原発事故はその通りの経過をたどって、核燃料の溶融という重大局面に陥った。

電源喪失の危険性が分かっていたのに、なぜ根本的な対策を講じなかったのか。長年、福島県の浜通りで10基もの原子炉を稼働させながら、東電は結局、安全性を無視し続けたのではないか。

怠慢と不作為によって、原子力災害を防ぐ機会を逃したとしか思えない。

電源喪失の可能性を指摘したのは「**外部溢水(いっすい)勉強会**」と呼ばれる組織。保安院の公開資料によると、「あくまで仮定という位置付けで、想定外津波に対するプラントの耐力」を検討したという。

何も無いのに、いきなり始めたわけではない。2004年のスマトラ沖地震(マグニチュード9.1)の津波によって、インドの原発が浸水被害を受けたことなどがきっかけになった。

勉強会では電力各社の代表プラントを選び検討した。東電は福島第1原発5号機で、津波が海面より10メートルの高さなら何の影響もないが、14メートルでは**敷地内に深さ1メートルの海水が浸入し、電源とECCSの機能を失う**。

4メートルの差で全く状況が異なるのは、5号機の敷地がそもそも海面より13メートル高いからだ。タービン建屋のどこから浸水するのも、具体的に示した。福島第1原発では現地調査まで行っている。

勉強会ではこのほか、東北電力女川原発などでも電源喪失に陥ると指摘された。

東電は結果をどう受け止めているのか。「現実の津波の可能性や蓋然(がいぜん)性を考慮せず、勉強として影響を確認したものにはすぎない」という。取るに足らない結果だったとでも言いたげだが、とんでもないことだ。

決してそんなことはなかったはずだ。仮定だろうが想定外だろうが、出てきた結果は冷却機能喪失という、これ以上はない深刻な内容だった。対策に乗り出すのが、原子力を扱う企業の最低限の務めではないか。

浸入口の気密性を高めたり、設備の移動やかさ上げなどを行えば済むことだ。何も原子炉を移転させるわけではない。

電力各社と保安院は、外部溢水と同時に「内部溢水」の影響も検討していた。建屋内の配管や弁からの水漏れによって浸水することを指す。これもフランスの原発で実例があった。

数年前、浸水と電源喪失は「原子カムラ」の関心事だったと思われる。なのに何の教訓も得ないまま放置した。

こんな体たらくの揚げ句の事故だった。東電も保安院も、原子力に関わることの適格性を問われるしかないだろう。